

行政手続条例等の制定状況に関する調査について

- 本調査は、行政手続法の一部改正（平成27年4月1日施行）において、「処分等の求め」及び「行政指導の中止の求め」が新たな行政手続として追加されたこと等を踏まえ、行政手続条例等の改正の対応状況について調査したものの。
- 都道府県47団体（100.0%）、指定都市20団体（100.0%）、中核市48団体（100.0%）、施行時特例市36団体（100.0%）、その他の市区町村1,503団体（91.8%）が行政手続条例等の改正済み。

調査内容：地方公共団体における行政手続条例の改正状況を調査

調査時点：平成29年10月1日（前回調査：平成27年1月5日）

調査対象：都道府県（47団体）、指定都市（20団体）、中核市（48団体）、施行時特例市（36団体）、その他市区町村（1,637団体）

地方公共団体における行政手続条例の制定状況

（単位：団体）

	都道府県 (47団体)		指定都市 (20団体)		中核市 (48団体)		施行時特例市 (36団体)		その他の 市区町村 (1,637団体)		合計 (1,788団体)	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
改正済	47 (6)	100.0% (12.8%)	20 (1)	100.0% (5.0%)	48 (8)	100.0% (18.6%)	36 (4)	100.0% (10.0%)	1,503 (50)	91.8% (3.1%)	1,654 (69)	92.5% (3.9%)
改正予定	0 (41)	0.0% (87.2%)	0 (19)	0.0% (95.0%)	0 (35)	0.0% (81.4%)	0 (36)	0.0% (90.0%)	80 (1,468)	4.9% (89.6%)	80 (1,599)	4.5% (89.4%)
改正予定なし	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	33 (43)	2.0% (2.6%)	33 (43)	1.8% (2.4%)
その他	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	21 (77)	1.3% (4.7%)	21 (77)	1.2% (4.3%)

※括弧内は前回調査（平成27年1月5日現在）

行政手続条例等の制定状況に 関する調査結果

平成 30 年 3 月
総務省自治行政局行政経営支援室

○本調査は、平成29年10月1日現在での行政手続条例の制定状況等について調査を行ったものである。

○本調査における集計・整理の都合上、各都道府県等が個別に公表している数値等と一致しない場合がある。

○端数処理の都合上、構成比の合計が100%にならない場合がある。

(1)改正状況

	都道府県		指定都市		中核市		施行時特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
全団体数	47 (47)	100.0% (100%)	20 (20)	100.0% (100%)	48 (43)	100.0% (100%)	36 (40)	100.0% (100%)	1,637 (1,638)	100.0% (100%)	1,788 (1788)	100.0% (100%)
改正済	47 (6)	100.0% (12.8%)	20 (1)	100.0% (5%)	48 (8)	100.0% (18.6%)	36 (4)	100.0% (10%)	1,503 (50)	91.8% (3.1%)	1,654 (69)	92.5% (3.9%)
改正予定	0 (41)	0.0% (87.2%)	0 (19)	0.0% (95%)	0 (35)	0.0% (81.4%)	0 (36)	0.0% (90%)	80 (1,468)	4.9% (89.6%)	80 (1,599)	4.5% (89.4%)
改正予定なし	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	33 (43)	2.0% (2.6%)	33 (43)	1.8% (2.4%)
その他	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	0.0% (0.0%)	21 (77)	1.3% (4.7%)	21 (77)	1.2% (4.3%)

注1)括弧内は前年度調査(平成27年1月5日現在)

注2)構成比は、全団体に対する割合

(2)改定内容(改正予定内容)

	都道府県		指定都市		中核市		施行時特例市		その他の市区町村		計	
	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比
行政指導の方式 (行政手続法第35 条第2項等)	47 (47)	100.0% (100%)	19 (20)	95.0% (100%)	48 (43)	100.0% (100%)	36 (40)	100.0% (100%)	1,532 (1,405)	96.8% (92.6%)	1,682 (1,555)	97.0% (93.2%)
行政指導の中止等 の求め(行政手続 法第36条の2)	47 (47)	100.0% (100%)	20 (20)	100.0% (100%)	48 (43)	100.0% (100%)	36 (40)	100.0% (100%)	1,542 (1,413)	97.4% (93.1%)	1,693 (1,563)	97.6% (93.7%)
処分等の求め(行 政手続法第36条 の3)	47 (47)	100.0% (100%)	20 (20)	100.0% (100%)	48 (43)	100.0% (100%)	36 (40)	100.0% (100%)	1,535 (1,415)	97.0% (93.2%)	1,686 (1,565)	97.2% (93.8%)
その他	5 (4)	10.6% (8.5%)	3 (5)	15.0% (25%)	7 (5)	14.6% (11.6%)	5 (7)	13.9% (17.5%)	103 (189)	6.5% (12.5%)	123 (210)	7.1% (12.6%)

注1)括弧内は前年度調査(平成27年1月5日現在)

注2)構成比は、改正済及び改正予定団体に対する割合(複数回答あり)

注3)改正予定団体には改正内容が未定の団体有り

行政手続条例の制定状況(都道府県)

団体名	行政手続法の一部改正する法律に伴う条例改正の状況				改定内容			
	改正済	改正予定	改正予定なし	その他	行政指導の方式(行政手続法第35条第2項等)	行政指導の中止等の求め(行政手続法第36条の2)	処分等の求め(行政手続法第36条の3)	その他
北海道	○				○	○	○	
青森県	○				○	○	○	
岩手県	○				○	○	○	
宮城県	○				○	○	○	
秋田県	○				○	○	○	
山形県	○				○	○	○	
福島県	○				○	○	○	
茨城県	○				○	○	○	
栃木県	○				○	○	○	
群馬県	○				○	○	○	
埼玉県	○				○	○	○	
千葉県	○				○	○	○	
東京都	○				○	○	○	
神奈川県	○				○	○	○	○
新潟県	○				○	○	○	
富山県	○				○	○	○	
石川県	○				○	○	○	
福井県	○				○	○	○	
山梨県	○				○	○	○	
長野県	○				○	○	○	○
岐阜県	○				○	○	○	
静岡県	○				○	○	○	
愛知県	○				○	○	○	
三重県	○				○	○	○	○
滋賀県	○				○	○	○	
京都府	○				○	○	○	
大阪府	○				○	○	○	
兵庫県	○				○	○	○	
奈良県	○				○	○	○	○
和歌山県	○				○	○	○	
鳥取県	○				○	○	○	
島根県	○				○	○	○	
岡山県	○				○	○	○	
広島県	○				○	○	○	
山口県	○				○	○	○	
徳島県	○				○	○	○	
香川県	○				○	○	○	
愛媛県	○				○	○	○	
高知県	○				○	○	○	○
福岡県	○				○	○	○	
佐賀県	○				○	○	○	
長崎県	○				○	○	○	
熊本県	○				○	○	○	
大分県	○				○	○	○	
宮崎県	○				○	○	○	
鹿児島県	○				○	○	○	
沖縄県	○				○	○	○	
合計	47	0	0	0	47	47	47	5

行政手続条例の制定状況(指定都市)

団体名		行政手続法の一部改正する法律に伴う条例改正の状況				改定内容			
		改正済	改正予定	改正予定なし	その他	行政指導の方式(行政手続法第35条第2項等)	行政指導の中止等の求め(行政手続法第36条の2)	処分等の求め(行政手続法第36条の3)	その他
北海道	札幌市	○				○	○	○	
宮城県	仙台市	○				○	○	○	
埼玉県	さいたま市	○				○	○	○	○
千葉県	千葉市	○				○	○	○	
神奈川県	横浜市	○					○	○	
神奈川県	川崎市	○				○	○	○	○
神奈川県	相模原市	○				○	○	○	
新潟県	新潟市	○				○	○	○	
静岡県	静岡市	○				○	○	○	
静岡県	浜松市	○				○	○	○	
愛知県	名古屋市	○				○	○	○	
京都府	京都市	○				○	○	○	
大阪府	大阪市	○				○	○	○	
大阪府	堺市	○				○	○	○	
兵庫県	神戸市	○				○	○	○	
岡山県	岡山市	○				○	○	○	○
広島県	広島市	○				○	○	○	
福岡県	北九州市	○				○	○	○	
福岡県	福岡市	○				○	○	○	
熊本県	熊本市	○				○	○	○	
合計		20	0	0	0	19	20	20	3

行政手続条例の制定状況(中核市)

団体名		行政手続法の一部改正する法律に伴う条例改正の状況				改定内容			
		改正済	改正予定	改正予定なし	その他	行政指導の方式(行政手続法第35条第2項等)	行政指導の中止等の求め(行政手続法第36条の2)	処分等の求め(行政手続法第36条の3)	その他
北海道	函館市	○				○	○	○	
北海道	旭川市	○				○	○	○	
青森県	青森市	○				○	○	○	
岩手県	八戸市	○				○	○	○	
岩手県	盛岡市	○				○	○	○	
秋田県	秋田市	○				○	○	○	
福島県	郡山市	○				○	○	○	
福島県	いわき市	○				○	○	○	
栃木県	宇都宮市	○				○	○	○	
群馬県	前橋市	○				○	○	○	
群馬県	高崎市	○				○	○	○	
埼玉県	川越市	○				○	○	○	
埼玉県	越谷市	○				○	○	○	○
千葉県	船橋市	○				○	○	○	
千葉県	柏市	○				○	○	○	
東京都	八王子市	○				○	○	○	
神奈川県	横須賀市	○				○	○	○	
富山県	富山市	○				○	○	○	
石川県	金沢市	○				○	○	○	
長野県	長野市	○				○	○	○	
岐阜県	岐阜市	○				○	○	○	○
愛知県	豊橋市	○				○	○	○	
愛知県	岡崎市	○				○	○	○	
愛知県	豊田市	○				○	○	○	
滋賀県	大津市	○				○	○	○	
大阪府	豊中市	○				○	○	○	
大阪府	高槻市	○				○	○	○	
大阪府	枚方市	○				○	○	○	
大阪府	東大阪市	○				○	○	○	
兵庫県	姫路市	○				○	○	○	○
兵庫県	尼崎市	○				○	○	○	
兵庫県	西宮市	○				○	○	○	
奈良県	奈良市	○				○	○	○	○
和歌山県	和歌山市	○				○	○	○	
岡山県	倉敷市	○				○	○	○	
広島県	呉市	○				○	○	○	
広島県	福山市	○				○	○	○	
山口県	下関市	○				○	○	○	
香川県	高松市	○				○	○	○	
愛媛県	松山市	○				○	○	○	
高知県	高知市	○				○	○	○	
福岡県	久留米市	○				○	○	○	
長崎県	長崎市	○				○	○	○	
長崎県	佐世保市	○				○	○	○	○
大分県	大分市	○				○	○	○	○
宮崎県	宮崎市	○				○	○	○	○
鹿児島県	鹿児島市	○				○	○	○	
沖縄県	那覇市	○				○	○	○	
合計		48	0	0	0	48	48	48	7

行政手続条例の制定状況(施行時特例市)

団体名		行政手続法の一部改正する法律に伴う条例改正の状況				改定内容			
		改正済	改正予定	改正予定なし	その他	行政指導の方式(行政手続法第35条第2項等)	行政指導の中止等の求め(行政手続法第36条の2)	処分等の求め(行政手続法第36条の3)	その他
山形県	山形市	○				○	○	○	
茨城県	水戸市	○				○	○	○	
茨城県	つくば市	○				○	○	○	
群馬県	伊勢崎市	○				○	○	○	○
群馬県	太田市	○				○	○	○	
埼玉県	熊谷市	○				○	○	○	
埼玉県	川口市	○				○	○	○	
埼玉県	所沢市	○				○	○	○	
埼玉県	春日部市	○				○	○	○	
埼玉県	草加市	○				○	○	○	
神奈川県	平塚市	○				○	○	○	○
神奈川県	小田原市	○				○	○	○	
神奈川県	茅ヶ崎市	○				○	○	○	
神奈川県	厚木市	○				○	○	○	
神奈川県	大和市	○				○	○	○	
新潟県	長岡市	○				○	○	○	
新潟県	上越市	○				○	○	○	○
福井県	福井市	○				○	○	○	
山梨県	甲府市	○				○	○	○	
長野県	松本市	○				○	○	○	
静岡県	沼津市	○				○	○	○	
静岡県	富士市	○				○	○	○	
愛知県	一宮市	○				○	○	○	
愛知県	春日井市	○				○	○	○	○
三重県	四日市市	○				○	○	○	
大阪府	岸和田市	○				○	○	○	
大阪府	吹田市	○				○	○	○	
大阪府	茨木市	○				○	○	○	
大阪府	八尾市	○				○	○	○	
大阪府	寝屋川市	○				○	○	○	○
兵庫県	明石市	○				○	○	○	
兵庫県	加古川市	○				○	○	○	
兵庫県	宝塚市	○				○	○	○	
鳥取県	鳥取市	○				○	○	○	
島根県	松江市	○				○	○	○	
佐賀県	佐賀市	○				○	○	○	
合計		36	0	0	0	36	36	36	5

行政手続条例の制定状況(その他の市区町村)

団体名	自治体数	行政手続法の一部改正する法律に伴う条例改正状況				改正内容及び改正予定内容(注)			
		改正済	改正予定	改正予定なし	その他	行政指導の方式(行政手続法第36条第1項第2号)	行政指導の中止等の求め(行政手続法第36条の1)	処分等の求め(行政手続法第36条の2)	その他
北海道	176	155	12	7	2	154	160	155	9
		88.1%	6.8%	4.0%	1.1%	87.5%	90.9%	88.1%	5.1%
青森県	38	31	7	0	0	36	37	36	3
		81.6%	18.4%	0.0%	0.0%	94.7%	97.4%	94.7%	7.9%
岩手県	32	29	1	2	0	30	29	29	4
		90.6%	3.1%	6.3%	0.0%	93.8%	90.6%	90.6%	12.5%
宮城県	34	33	1	0	0	34	33	33	3
		97.1%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%	97.1%	97.1%	8.8%
秋田県	24	23	1	0	0	23	21	21	4
		95.8%	4.2%	0.0%	0.0%	95.8%	87.5%	87.5%	16.7%
山形県	34	33	0	0	1	31	32	32	2
		97.1%	0.0%	0.0%	2.9%	91.2%	94.1%	94.1%	5.9%
福島県	57	46	4	7	0	46	45	46	4
		80.7%	7.0%	12.3%	0.0%	80.7%	78.9%	80.7%	7.0%
茨城県	42	41	1	0	0	41	42	42	0
		97.6%	2.4%	0.0%	0.0%	97.6%	100.0%	100.0%	0.0%
栃木県	24	24	0	0	0	24	24	24	5
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	20.8%
群馬県	31	30	0	1	0	30	30	30	0
		96.8%	0.0%	3.2%	0.0%	96.8%	96.8%	96.8%	0.0%
埼玉県	55	53	2	0	0	52	53	54	4
		96.4%	3.6%	0.0%	0.0%	94.5%	96.4%	98.2%	7.3%
千葉県	51	47	3	1	0	49	50	49	3
		92.2%	5.9%	2.0%	0.0%	96.1%	98.0%	96.1%	5.9%
東京都	61	56	3	2	0	59	59	59	6
		91.8%	4.9%	3.3%	0.0%	96.7%	96.7%	96.7%	9.8%
神奈川県	24	24	0	0	0	24	24	24	2
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	8.3%
新潟県	27	23	3	0	1	24	26	26	5
		85.2%	11.1%	0.0%	3.7%	88.9%	96.3%	96.3%	18.5%
富山県	14	14	0	0	0	13	14	14	1
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	92.9%	100.0%	100.0%	7.1%
石川県	18	18	0	0	0	18	18	18	1
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	5.6%
福井県	16	15	1	0	0	14	15	15	0
		93.8%	6.3%	0.0%	0.0%	87.5%	93.8%	93.8%	0.0%
山梨県	26	24	1	0	1	25	25	25	0
		92.3%	3.8%	0.0%	3.8%	96.2%	96.2%	96.2%	0.0%
長野県	75	67	6	2	0	70	69	66	0
		89.3%	8.0%	2.7%	0.0%	93.3%	92.0%	88.0%	0.0%
岐阜県	41	38	2	0	1	38	38	39	3
		92.7%	4.9%	0.0%	2.4%	92.7%	92.7%	95.1%	7.3%
静岡県	31	31	0	0	0	31	31	31	2
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	6.5%
愛知県	48	48	0	0	0	48	48	48	4
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	8.3%
三重県	28	25	0	0	3	25	25	25	2
		89.3%	0.0%	0.0%	10.7%	89.3%	89.3%	89.3%	7.1%
滋賀県	18	18	0	0	0	18	18	18	2
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	11.1%
京都府	25	25	0	0	0	25	25	25	2
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	8.0%
大阪府	32	32	0	0	0	32	32	32	6
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	18.8%
兵庫県	34	34	0	0	0	34	34	32	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	94.1%	0.0%
奈良県	38	32	3	2	1	34	32	32	0
		84.2%	7.9%	5.3%	2.6%	89.5%	84.2%	84.2%	0.0%
和歌山県	29	28	1	0	0	29	29	29	0
		96.6%	3.4%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
鳥取県	18	13	0	3	2	14	14	14	0
		72.2%	0.0%	16.7%	11.1%	77.8%	77.8%	77.8%	0.0%
島根県	18	13	2	1	2	15	15	15	0
		72.2%	11.1%	5.6%	11.1%	83.3%	83.3%	83.3%	0.0%
岡山県	25	24	0	0	1	24	24	24	1
		96.0%	0.0%	0.0%	4.0%	96.0%	96.0%	96.0%	4.0%
広島県	20	20	0	0	0	20	20	20	1
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	5.0%
山口県	18	16	1	0	1	17	17	17	1
		88.9%	5.6%	0.0%	5.6%	94.4%	94.4%	94.4%	5.6%
徳島県	24	18	6	0	0	24	24	24	1
		75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	4.2%
香川県	16	12	1	3	0	12	12	12	2
		75.0%	6.3%	18.8%	0.0%	75.0%	75.0%	75.0%	12.5%
愛媛県	19	18	1	0	0	17	18	19	0
		94.7%	5.3%	0.0%	0.0%	89.5%	94.7%	100.0%	0.0%
高知県	33	29	2	0	2	29	28	28	1
		87.9%	6.1%	0.0%	6.1%	87.9%	84.8%	84.8%	3.0%
福岡県	57	51	4	0	2	53	54	54	5
		89.5%	7.0%	0.0%	3.5%	93.0%	94.7%	94.7%	8.8%
佐賀県	19	19	0	0	0	19	18	19	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	94.7%	100.0%	0.0%
長崎県	19	19	0	0	0	18	18	19	2
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	94.7%	94.7%	100.0%	10.5%
熊本県	44	39	5	0	0	43	44	43	3
		88.6%	11.4%	0.0%	0.0%	97.7%	100.0%	97.7%	6.8%
大分県	17	17	0	0	0	17	17	17	0
		100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%
宮崎県	25	23	2	0	0	24	25	24	5
		92.0%	8.0%	0.0%	0.0%	96.0%	100.0%	96.0%	20.0%
鹿児島県	42	40	0	2	0	40	40	40	2
		95.2%	0.0%	4.8%	0.0%	95.2%	95.2%	95.2%	4.8%
沖縄県	40	35	4	0	1	35	36	37	2
		87.5%	10.0%	0.0%	2.5%	87.5%	90.0%	92.5%	5.0%
合計	1,637	1503	80	33	21	1532	1542	1535	103
		91.8%	4.9%	2.0%	1.3%	93.6%	94.2%	93.8%	6.3%

注1)構成比は、改正済及び改正予定団体に対する割合(複数回答あり)

注2)改正予定団体には改正内容が未定の団体有り